

令和 2 年

上砂川町議会会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和2年第2回定例会

第 1 号（6月17日）

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
上砂川町議会庁舎建設特別委員会の委員長の互選結果報告	5
上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告	5
伊藤充章の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	6
伊藤充章の第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	6
伊藤充章の第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	6
副町長の（株）上砂川振興公社令和元年度決算並びに令和2年度事業計画報告	6
例月出納検査結果報告（3・4・5月分）	8
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	9
報告第4号 継続費の精算報告について「令和元年度上砂川町一般会計継続費精算報告」 （承認）	9
議案第14号 役場本庁舎省エネルギー設備工事請負契約締結について（原案可決）	11
議案第15号 下鶉生活館建設工事請負契約締結について（原案可決）	12
議案第16号 上砂川町逢来橋長寿命化補修工事請負契約締結について（原案可決）	14
議案第17号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について	15
議案第18号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	18
議案第20号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
議案第21号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）	20
休会について	22
散会の宣告	23

第 2 号（6月19日）

議事日程	2 5
会議録署名議員	2 5
開議の宣告	2 6
会議録署名議員指名について	2 6
一般質問	2 6
伊 藤 充 章	2 6
企画課長 鷺 尾 仁 志	2 7
教育次長 米 田 淳 一	2 8
越 前 等	2 9
総務課長 内 野 博 之	2 9
住民課長 白 土 ゆかり	3 0
小 澤 一 文	3 1
教育次長 米 田 淳 一	3 2
総務課長 内 野 博 之	3 3
吉 川 洋	3 4
総務課長 内 野 博 之	3 5
教育次長 米 田 淳 一	3 5
町長 奥 山 光 一	3 6
議案第17号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 7
議案第18号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 7
議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 7
議案第20号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について （原案可決）	3 7
議案第21号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）（原案可決）	3 7
調査第 2号 所管事務調査について（許可）	4 0
派遣第 1号 議員派遣承認について（承認）	4 0
追加日程について	4 0
意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 （原案可決）	4 0
閉会の宣告	4 2

出 席 議 員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
1	笹 木 笑 子	○	○
2	水 谷 壽 子	○	○
3	小 澤 一 文	○	○
4	越 前 等	○	○
5	伊 藤 充 章	○	○
6	吉 川 洋	○	○
7	堀 内 哲 夫	○	○
8	数 馬 尚	○	○
9	高 橋 成 和	○	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監査事務局長	浅 利 基 行	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	×	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
福祉課保健予防 担 当 参 事	林 孔 美	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○

令和 2 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 7 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 0 4 分 散 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

6 月 1 7 日～6 月 1 9 日

3 日間

第 3 諸般の報告

1）議会政務報告

2）上砂川町議会庁舎建設特別委員会の委員長の互選結果報告

3）上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告

4）第 1 回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（伊藤議員）

5）第 1 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（伊藤議員）

6）第 2 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（伊藤議員）

7）（株）上砂川振興公社令和元年度決算並びに令和 2 年度事業計画報告（副町
長）

8）例月出納検査結果報告（3・4・5 月分）

第 4 町長行政報告

第 5 教育長教育行政報告

第 6 報告第 4 号 継続費の精算報告について「令和元年度上砂川町一般会計継続費
精算報告」

第 7 議案第 1 4 号 役場本庁舎省エネルギー設備工事請負契約締結について

第 8 議案第 1 5 号 下鶴生活館建設工事請負契約締結について

第 9 議案第 1 6 号 上砂川町逢来橋長寿命化補修工事請負契約締結について

※ 議案第 1 4 号～第 1 6 号までは、質疑・討論・採決とする。

第 1 0 議案第 1 7 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について

第 1 1 議案第 1 8 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について

第 1 2 議案第 1 9 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

第 1 3 議案第 2 0 号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定
について

第 1 4 議案第 2 1 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 5 号）

※ 議案第 17 号～第 21 号までは提案理由・内容説明までとする

○会議録署名議員

6 番 吉 川 洋 7 番 堀 内 哲 夫

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。
理事者側につきましては、三原建設課長が病気のため欠席しております。
定足数に達しておりますので、令和2年第2回上砂川町議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、吉川議員、7番、堀内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間にしたと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から6月19日までの3日間に決定いたしました。
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。
上砂川町議会庁舎建設特別委員会の委員長の互選結果報告であります。第2回臨時会において私が議長となったことから委員長が欠けましたので、過日行われました特別委員会での互選の結果、委員長に伊藤議員とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。
続いて、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告であります。数馬委員長が副議長となったことにより委員長辞任の届出があり、過日行われまし

た特別委員会において辞任を許可し、互選の結果、委員長に吉川議員とすることに決定いたしました。吉川議員が委員長になったことにより副委員長が欠けましたので、互選の結果、副委員長に伊藤議員とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会及び第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会並びに第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会の結果報告について一括して報告を求めます。伊藤議員。

○5番（伊藤充章） 砂川地区保健衛生組合議会第1回臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年3月23日月曜日午後2時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

結果でございますが、慎重審議の結果、監査委員に砂川市栗井久司氏が選任されました。

以上、ご報告いたします。

続いて、砂川地区広域消防組合第1回臨時議会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年3月23日月曜日午後3時よりです。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

結果でございますが、慎重審議の結果、監査委員に砂川市栗井久司氏が選任されました。

以上、ご報告いたします。

続きまして、砂川地区広域消防組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年5月12日火曜日午前10時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。議案第1号 財産の取得について、議案第2号 財産の取得について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議案とも全会一致原案のとおり可決されました。

以上、ご報告いたします。

○議長（高橋成和） 次に、株式会社上砂川振興公社の令和元年度営業報告・決算報告並びに令和2年度事業計画について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営

状況等についてご報告いたします。

お手元に配付しております振興公社の令和元年度営業報告・決算報告並びに令和２年度事業計画書をご参照願います。

決算の内容についてご説明いたしますので、１ページ中段の表をご参照願います。令和元年度の決算は、収入では新型コロナウイルスの感染拡大により宴会と宿泊が大きく影響を受け、前年度対比18.1%、2,643万5,000円減の１億1,990万円、支出では前年度対比12.3%、1,792万8,000円減の１億2,790万8,000円、差引き804万6,000円の経常損益から棚卸しによる商品減で21万8,000円、法人税18万円を差し引いた800万8,000円が当期純損益となりました。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、１ページ下段から２ページ上段に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、２ページ中段の（２）、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館者数は前年度対比8.9%、8,475人増の10万3,504人、宿泊客数は前年度対比9.1%、536人減の5,370人で、施設利用者全体では前年度対比7.9%、7,939人増の10万8,874人と増加したところであります。

２の各実施事業の状況につきましては、（１）の健康の里づくり事業から（４）の宿泊客対策までまとめており、５ページには庶務報告と本年３月31日現在の会社の概要、７ページには施設の利用状況、また８ページ以降は貸借対照表、貸借対照表明細書、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、令和２年度事業計画についてご説明いたします。14ページの１、基本方針であります。令和２年度は地方の景気回復の兆しが見えない中、消費税引上げによる食材費等の高騰や新型コロナウイルスの影響により観光施設にとっては厳しい現状が続いておりますが、町から支援いただいた宿泊業応援支援金を有効に活用し、年間入館者数目標を11万人とし、利用収益は前年度決算の9.6%増の１億470万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

次に、２の部門別事業計画であります。１の日帰り部門から（５）の特産品開発販売部門まで目標達成に向けた取組方針をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、３の事業予算であります。17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります。利用収益として入館料2,400万円、町民無料券等800万円、宿泊料2,400万円、以下手数料まで合計で１億470万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,433万円とし、収入合計を１億2,903万円としたところであります。

次に、支出であります。人件費と厚生福利費で5,127万円のほか、主なところでは燃料費1,200万円、光熱水費1,680万円、仕入れ1,850万円を見込み、支出合計を１億2,872万円とし、差引き31万円の経常利益を確保する収支予算としております。

以上が振興公社の営業報告・事業計画であります。振興公社にあつては依然として厳

しい経営環境にありますことから、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次に、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3月、4月、5月分のとおりでありますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和2年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

そのほか1件、中央バス上砂川線の存続について報告をいたします。中央バス上砂川線につきましては、本年1月17日開催の全員協議会において説明しておりますが、昨年12月に中央バス社から上砂川線における1日当たりの輸送人員が国庫補助基準の15人を下回ったため、本年10月より補助対象路線から外れることとなり、費用負担が増加すること並びに乗務員不足が深刻な状況にあり、今後の運行に支障を来すおそれがあることから、上砂川線を廃止し、1時間に1本運行している歌志内線で対応したいとの申入れがあったところであります。その後、町づくり町民会議や各町自治会長会議での意見を拝聴し、中央バス社及び路線区間である砂川市とも協議を行った結果、平日については現行維持は難しいものの、少なくとも3年間においてお手元に配付の資料ナンバー1の黒枠で囲んでおります1日の利用者が少ない①、②、③の3便は減便となるものの、通勤、通学、通院時間帯の便、網かけの部分でございますが、3.5便については継続することとなりました。しかしながら、土日祝日の④、⑤、⑥の3便については、やはり利用者が少ないことから減便することとなり、歌志内線のための運行となるものの、平日については減便とはなりましたが、上砂川線を存続することができました。今後においては、路線維持に当たっては厳しい状況が予想されますが、引き続き住民の交通手段の維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、新しいダイヤにつきましては、本年10月1日となっておりますので、中央バスと連携をし、町広報及び各バス停での掲示等で住民周知を図ってまいりますことを申し上げます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和2年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、福井市鶉地区との小学生相互交流事業の中止につきましてご報告申し上げます。

福井市鶉地区との小学生による交流事業につきましては、自分たちが生まれ育った町の歴史を学び、後世に継承するために平成24年度から交互に小学生を派遣しており、本年度においては前回同様実行委員会を立ち上げ、本町の小学生5、6年生の代表6名を選考し、8月上旬に派遣をする予定でありました。しかし、日本国内においては、新型コロナウイルス感染者の増加による政府の緊急事態宣言の解除はされたものの、毎日新たな感染者が確認されており、新型コロナウイルス感染拡大前の生活形態には戻れない状況となっております。このような中、4月28日に福井市鶉地区でこの交流事業を中心的に担っている鶉の里づくり委員会の事務局から予定している交流事業において非常に密になることが多く、派遣されてくる児童たちの安全を確保しながら親睦や交流を図ることが非常に困難である旨の連絡があり、同月30日に開催した本町の小学生交流事業実行委員会において鶉の里づくり委員会の考え方を示しながら各委員の意向を確認したところ、今年は児童の派遣は中止にしたほうがいいとの意見が出され、実行委員会として派遣の中止はやむを得ないと判断したところです。したがって、本町から児童を派遣する小学生相互交流事業は本年度については中止とし、来年度へ延期をさせていただき、来年度はその時点での国内の感染状況などを勘案し、実行委員会にて再度協議を行う中で派遣される児童の安全を十分に考慮した上で派遣の実施について判断を行っていきたいと考えております。

なお、派遣される児童の選考に当たっては、本年度行けなかった小学校6年生に配慮してほしいとの実行委員会の委員からの意見があったことから、この点につきましても検討していきたいと考えておりますことを併せて申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（高橋成和） 日程第6、報告第4号 継続費の精算報告について「令和元年度上砂川町一般会計継続費精算報告」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第4号 継続費の精算報告について「令和元年度上砂川町一般会計継続費精算報告」について提案理由を申し上げますので、

ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度末において継続費にかかる下記事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

令和2年6月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第4号について内容の説明をいたします。

継続費につきましては、平成30年第2回臨時会におきまして一般会計にて補正予算計上し、平成30年度と令和元年度の2か年の継続事業として議決、執行され、令和元年度で継続費に係る事業が終了いたしましたので、報告するものであります。

事業実績につきましては、認定こども園等複合施設建設事業であります。平成30年度に複合施設の建設費及び建設工事管理業務委託として5億8,778万9,000円の支出、令和元年度につきましては園舎南側園庭を中心とします外構工事として2,432万2,000円の支出、合計6億1,211万1,000円を支出し、財源内訳につきましては国・道支出金2,869万6,000円、地方債5億7,500万円、一般財源841万5,000円となります。

それでは、本文に参ります。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、認定こども園等複合施設建設事業、年度、全体計画、年割額、左の財源内訳、特定財源、国・支出金、地方債、その他、一般財源、平成30年度、5億8,850万円、2,870万円、4億4,100万円、1億1,880万円、ゼロ円、令和1年度、2,432万2,000円、ゼロ円、1,450万円、980万円、2万2,000円、計6億1,282万2,000円、2,870万円、4億5,550万円、1億2,860万円、2万2,000円。

実績、支出済額、左の財源内訳、特定財源、国・道支出金、地方債、その他、一般財源、5億8,778万9,600円、2,869万6,000円、5億5,070万円、ゼロ円、839万3,600円、2,432万2,000円、ゼロ円、2,430万円、ゼロ円、2万2,000円、6億1,211万1,600円、2,869万6,000円、5億7,500万円、ゼロ円、841万5,600円、比較、年割額と支出済額の差、左の財源内訳、特定財源、国・道支出金、地方債、その他、一般財源、71万400円の減額、4,000円の減額、1億970万円、1億1,880万円の減額、839万3,600円、ゼロ円、ゼロ円、980万円、980万円の減額、ゼロ円、71万400円の減額、4,000円の減額、1億1,950万円、1億2,860万円の減額、839万3,600円。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第4号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 継続費の精算報告について「令和元年度上砂川町一般会計継続費精算報告」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第14号

○議長（高橋成和） 日程第7、議案第14号 役場本庁舎省エネルギー設備工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第14号 役場本庁舎省エネルギー設備工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、役場本庁舎省エネルギー設備工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第14号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

現在地球温暖化が全世界共通の環境問題とされており、本町においても平成29年に上砂川町地球温暖化対策実行計画を策定し、認定こども園などの公共施設にLED照明を導入するなど省エネルギー化に取り組んでおり、役場本庁舎建設に当たりましてLED照明や省エネルギー型エアコンなどの省エネルギー設備工事を行うものであります。受変電設備は省エネルギー設備に不可欠なトランスを設置するもので、省エネルギー設備はLED電灯、省エネルギー型エアコンを設置し、本庁舎同様令和2年度に完成させるもので、工事の竣工期限は令和3年3月31日であります。

入札につきましては、三鉦・高橋・増原経常建設共同企業体、株式会社平尾電気商会、

株式会社木川電機商会、株式会社加藤電機商会の4者による指名競争入札の方法で去る6月5日に執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、株式会社加藤電機商会5,750万円、株式会社平尾電気商会5,700万円、株式会社木川電機商会5,650万円、三鉦・高橋・増原経常建設共同企業体5,550万円で、三鉦・高橋・増原経常建設共同企業体に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額555万円を加えた6,105万円であります。

それでは、本文に参ります。次のとおり工事請負契約を締結する。

1、工事名、役場本庁舎省エネルギー設備工事。

2、工事の場所、上砂川町字上砂川町40番地10。

3、工事の概要、本庁舎建設工事に伴う省エネルギー設備、受変電設備（省エネルギー設備用）、電灯設備（LED）、空調設備（省エネルギー型エアコン）。

4、竣工期限、令和3年3月31日。

5、契約金額、6,105万円。

6、契約の相手方、三鉦・高橋・増原経常建設共同企業体、代表者、三鉦建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第14号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 役場本庁舎省エネルギー設備工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第15号

○議長（高橋成和） 日程第8、議案第15号 下鶴生活館建設工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第15号 下鶉生活館建設工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、下鶉生活館建設工事の工事請負契約締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第15号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

現在の下鶉生活館は、昭和47年に建設され、補強コンクリートブロック造平家建て、物置を含めて延べ床面積308.07平方メートルの建物であります。現生活館は、老朽化が著しく、耐震化も施されておらず、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域内であることから、土砂災害警戒区域外の下鶉公園に木造平家建ての下鶉生活館を建設するものであります。建設工事は、建設主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事のほか、現在公園に設置されている遊具5基の移設工事も実施するもので、工事の竣工期限は令和2年11月27日であります。

入札につきましては、三鉾建設株式会社上砂川支店、有限会社高橋工務店、有限会社増原工務店の3者による指名競争入札の方法で去る6月5日に執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、三鉾建設株式会社上砂川支店5,700万円、有限会社増原工務店5,680万円、有限会社高橋工務店5,610万円で、有限会社高橋工務店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額561万円を加え、6,171万円であります。

それでは、本文に参ります。次のとおり工事請負契約を締結する。

1、工事名、下鶉生活館建設工事。

2、工事の場所、上砂川町字鶉38番地15。

3、工事の概要、木造平家建て、延べ床面積200.35平方メートル、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事（駐車場整備、鋼製屋外物置）、公園遊具5基移設。

4、竣工期限、令和2年11月27日。

5、契約金額、6,171万円。

6、契約の相手方、有限会社高橋工務店代表取締役、高橋尚志。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これよ

り順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第15号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 下鴨生活館建設工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第16号

○議長（高橋成和） 日程第9、議案第16号 上砂川町逢来橋長寿命化補修工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第16号 上砂川町逢来橋長寿命化補修工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、上砂川町逢来橋長寿命化補修工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第16号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

逢来橋は、昭和44年築造、鋼橋、全長19.55メートル、全幅員7.5メートルの橋梁で、平成28年度の近接目視点検において橋面舗装の損傷、伸縮装置や鋼桁塗装の劣化が見られ、早期の対策が必要な状況であると判断されたことから橋梁長寿命化補修工事を実施するもので、工事の竣工期限は令和3年1月29日であります。

入札につきましては、三鉦建設株式会社上砂川支店、共栄鉦業株式会社、柳川建設株式会社、有限会社中森組、有限会社高橋工務店、有限会社サクライの6者による指名競争入札の方法で去る6月5日に執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、有限会社サクライ4,740万円、共栄鉦業株式会社4,730万円、有限会社中森組4,700万円、有限会社高橋工務店4,700万円、柳川建設株式会社4,650万円、三鉦建設株式会社上砂川支店4,600万円で、三鉦建設株式会社上砂川支店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額460万円を加えた5,060万円であります。

それでは、本文に参ります。次のとおり工事請負契約を締結する。

1、工事名、上砂川町逢来橋長寿命化補修工事。

2、工事の場所、上砂川町字鶉266番地8。

3、工事の概要、昭和44年築造、鋼橋、Ｌイコール19.55メートル、Ｗイコール7.5メートル、主な補修工、橋面防水舗装、伸縮装置取替え、高欄取替え、鋼桁塗り替え、護岸積みブロック。

4、竣工期限、令和3年1月29日。

5、契約金額、5,060万円。

6、契約の相手方、三鉦建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第16号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 上砂川町逢来橋長寿命化補修工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第17号

○議長（高橋成和） 日程第10、議案第17号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第17号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第17号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー2、上砂川町税条例改正の概要を御覧願います。改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日及び令和2年4月30日に交付され、これに準拠し、規定している本町の税条例の関係条項を改正するものであります。

改正の主な内容ですが、個人町民税につきましては未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しを行い、令和3年1月1日から施行するものでございます。固定資産税では、現に所有している者、相続人等の申告の制度化を行い、令和3年度分以後には使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとするものであります。国民健康保険税では、課税限度額の改正として基礎課税額の限度額を現行61万円から63万円に、介護納付金課税額の限度額を現行16万円から17万円に引き上げ、併せて低所得者に係る軽減の拡充を行うものでございます。また、新型コロナウイルス感染症に係る措置といたしまして、徴収猶予の特例に係る手続等を定めること、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期となる国民健康保険税の減免の特例を設けること、寄附金税額控除や住宅借入金等特別税額控除の特例を定めるものでございます。その他といたしまして、平成から令和への改元対応、法律等の改正に係ります規定の整備を行うものであります。

以上が改正の主な内容でございますが、条例の改正箇所につきましては資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

なお、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第18号

○議長（高橋成和） 日程第11、議案第18号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第18号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

上砂川町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第18号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法が施行されたことに伴い、住民基本台帳法及び番号利用法が改正されたことに伴いまして本町の手数料条例の関係条項の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、住民票や戸籍の附票の除票等の交付が制度化されたことから関係条項で明文化し、また本年5月25日に通知カードが廃止されたため、再交付の手数料を定めておりました規定を削除するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

それでは、条文本文に参ります。上砂川町手数料条例の一部を改正する条例。

上砂川町手数料条例（平成12年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1第2項第1号中「法第11条」を「法第11条の2」に、同項第2号中「の規定に基づく住民票に記載されている事項を記載した書類の交付」を「又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書の交付」に、同項第3号中「法第12条第1項の規定に基づく住民票に記載した事項に関する証明書の交付」を「法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用す

る法第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付」に、同項第4号中「法第12条の2」を「法第12条の4」に、同項第5号中「法第20条において準用する法第12条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付」を「法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付」に改め、同項第5号の次に「（6）法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付、1通につき300円」を加え、同表第3項中第2号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3項第2号の改正規定は令和2年5月25日から適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第19号

○議長（高橋成和） 日程第12、議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、本町の固定資産評価審査委員会条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、国の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、法の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことから、本町の固定資産評価審査委員会条例の関係条項を改正するものであります。

条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー5の新旧対照表をご参照願います。

それでは、条例本文に参ります。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

固定資産評価審査委員会条例（昭和26年上砂川町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通

信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第20号

○議長（高橋成和） 日程第13、議案第20号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して傷病手当金を支給するため北海道後期高齢者医療広域連合が条例改正したことに伴い、本町の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、被用者保険に加入している方が新型コロナウイルス感染症に感染し、勤務できなかった場合は傷病手当金を申請することができるのに対し、国民健康保険や後期高齢者医療保険には傷病手当金支給の制度がないことから、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者も傷病手当金を支給することが可能となるよう各保険者が条例改正を行うものであり、国民健康保険につきましては空知中部広域連合が、後期高齢者医療保険については北海道後期高齢者医療広域連合が所要の条例改正を行うこととなりますが、後期高齢者医療保険の申請書の受付は町が行うこととなるため、本町の条例を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー6をご参照願います。

それでは、条例本文に参ります。上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町後期高齢者医療に関する条例（平成20年上砂川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月10日から適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第21号

○議長（高橋成和） 日程第14、議案第21号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第21号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,170万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第21号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金1,365万1,000円の追加で、6億228万5,000円となります。

2項国庫補助金1,365万1,000円の追加で、4億4,949万円となります。

17款繰入金190万円の追加で、1億5,830万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入220万円の追加で、9,725万2,000円となります。

5項雑入220万円の追加で、8,272万6,000円となります。

19款町債1,540万円の追加で、7億5,130万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金194万9,000円の追加で、3,604万9,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,510万円の追加で、38億5,170万円となります。

2、歳出、2款総務費1,045万7,000円の追加で、12億6,588万円となります。

1項総務管理費220万円の追加で、12億2,086万円となります。

3項戸籍住民基本台帳費825万7,000円の追加で、2,807万1,000円となります。

4款衛生費194万3,000円の追加で、2億1,348万1,000円となります。

2項清掃費194万3,000円の追加で、7,508万3,000円となります。

10款教育費2,270万円の追加で、1億6,450万9,000円となります。

2項小学校費1,180万円の追加で、5,501万1,000円となります。

3項中学校費1,090万円の追加で、5,408万5,000円となります。

歳出合計が3,510万円の追加で、38億5,170万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、校内通信ネットワーク整備事業、限度額1,540万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項11目地域振興費220万円の追加で、2,143万円となります。自治会連絡協議会補助金220万円の追加は、自治総合センターコミュニティ助成金を活用して発電機2台、草刈り機、芝刈り機等を整備するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費825万7,000円の追加で、2,807万1,000円となります。戸籍法の一部改正に伴いマイナンバーを利用した情報連携が戸籍でも可能となり、令和5年度からの本格運用に向け住基及び戸籍システムを改修するものであります。

4款2項2目じん芥処理費194万3,000円の追加で、6,448万2,000円となります。10節需用費37万1,000円の追加は、本町最終処分場のくみ上げポンプ1台の修繕料の計上で、13節使用料及び賃借料は処分場整地用ブルドーザーが経年劣化により修繕費がかさみ、修理部品もないなど業務に支障を来すおそれがあることから、今年度よりレンタルリースに切り替える経費と覆土掘削用の重機として新たにバックホーを使用時にのみレンタルリースする経費として157万2,000円を計上するものであります。

10款2項、次ページであります。1目学校管理費1,180万円の追加で、3,578万5,000円となります。

3項1目学校管理費1,090万円の追加で、4,001万5,000円となります。

資料ナンバー7をご参照願います。GIGAスクール構想についてであります、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい、全国一律のICT環境を整備するため国はGIGAスクール構想を進めており、この構想の概要は校内通信ネットワーク整備事業と児童生徒1人1台端末の整備事業の2つの事業となっております。本町の小中学校における校内LANは、整備後相当年経過しており、インターネットを利用した授業において速度が安定しない状況になることもあることから、現行の最大1ギガから10ギガに拡大する校内通信ネットワーク整備事業を行うもので、児童生徒1人1台端末の整備についても早急に進めてまいりたいと考えております。事業概要につきましては、小中学校ともに拠点ルーター、スイッチングハブ、無線アクセスポイント、LANケーブル、電源キャビネットを整備し、事業費につきましては小学校1,180万円、中学校1,090万円、合計2,270万円となるものであります。財源につきましては、国庫補助金539万4,000円、起債は学校教育施設整備事業債1,540万円、教育施設整備基金から190万円繰入れするもので、工期については令和2年8月から11月までとなっております。

予算書にお戻り願います。次に、歳入、5ページであります。2、歳入、13款2項1目総務費補助金825万7,000円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

5目教育費補助金539万4,000円の追加で、553万8,000円となります。1節小学校費補助金、2節中学校費補助金、いずれも校内通信ネットワーク整備事業補助金の計上であります。

17款1項1目基金繰入金190万円の追加は、校内通信ネットワーク整備事業に教育施設整備基金を繰入れするものであります。

18款5項5目雑入220万円の追加は、歳入同額を計上するものであります。

次ページであります。19款1項4目教育債1,540万円の追加は、学校教育施設整備事業債の計上であります。

20款1項1目繰越金194万9,000円の追加は、前年度繰越金を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日18日は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、明日18日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

また、19日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほどお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

令和 2 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 1 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 1 2 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 1 7 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 1 8 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 1 9 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 2 0 号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 第 7 議案第 2 1 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 5 号）
※ 議案第 1 7 号～第 2 1 号までは質疑・討論・採決とする。
- 第 8 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 9 派遣第 1 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 1 0 意見書案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
る意見書

○会議録署名議員

6 番 吉 川 洋 7 番 堀 内 哲 夫

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、吉川議員、7番、堀内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 伊 藤 充 章 議員

○議長（高橋成和） 5番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（伊藤充章） 令和2年第2回定例会に当たり、さきに通告させていただきました2つの件についてお尋ねいたします。

1件目でございます。上砂川シェアハウスの新型コロナウイルスへの対応についてお伺いいたします。本年4月7日の新型コロナウイルスの流行、感染拡大による緊急事態宣言後、上砂川シェアハウスはホームページを見ると4月15日より新規の受付の停止がされております。上砂川シェアハウスは、町外に在住の方が利用する施設であり、日本全国から利用が見込まれるところでございますが、今後の新規予約受付の再開の見込み、また再開時の新型コロナウイルスへの対策につきましてどのようにお考えかをお伺いいたします。

続きまして、2件目の質問でございます。新型コロナウイルス蔓延に伴う小中学校の授業の遅延に対する今後の対応についてお伺いいたします。新型コロナウイルスの影響により令和2年度の小中学校は、その蔓延や感染を防ぐために連続して約3か月に及ぶ休校を余儀なくされ、授業が再開された現在もまだその影響は大きく、完全に通常に戻ったとは言いがたい状況が続いております。そのため授業の進行状況において深刻な遅延を生じているところであり、この授業の遅延について国では特例措置として、小学校1年生から5年

生の児童、中学校1年生、2年生の生徒については数年をかけて遅れを解消し、卒業を控える最終学年の小学校6年生の児童、中学校3年生の生徒においては授業や学習の遅れを1年で取り戻すように優先して分散登校を行い、入学試験で不利益にならないような配慮が取られる方向で調整するという大まかな指針が示されました。

本町においては、各学年の児童生徒に学習用教材の配付が行われ、授業の遅延を解消する取組が行われております。ですが、この約3か月に及ぶ授業の遅延を取り戻すということは、思っているよりもはるかに難しいことではないかと私は考えるところでございます。さきに申し述べたとおり、各学年の児童生徒に学習用教材が配付されておりますが、これは本人の自主性に任せるほかはなく、その理解度、習熟度においても個人個人に大きな差異が生じる懸念があります。特に最終学年である小学校6年生、中学校3年生の児童生徒には深刻ではないかと思う次第です。やはり学習における理解度、習熟度については、教師による生きた授業に勝るものはないのではないかと私は思うのです。そこで、正規の授業のほかに放課後や土曜日を活用して、主要教科についてだけでも配付された学習用教材を活用した特別授業、または補習を行うことはできないでしょうか。このことについては、児童生徒の負担、教師の負担についても多大なものがあると考えられますが、何よりも子供たちの未来の負担をなくすためにも必要であると考えます。このことについて町のお考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの5番、伊藤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 5番、伊藤議員の1件目のご質問、上砂川シェアハウスの新型コロナウイルスへの対応についてお答えいたします。

当町のシェアハウスにつきましては、移住、就業体験並びに道内周遊観光の宿泊拠点を提供することにより交流人口や定住人口の増加促進を図ることを目的として、平成29年2月にオープンし、昨年度は年間120人が訪れ、議員のご質問にもありますとおり、全国各地からの利用があり、本年度策定する第2期総合戦略で掲げる関係人口の創出には大変貴重な施設でもあります。このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本年4月15日から予約の受付を停止しておりますが、政府においては5月25日の緊急事態宣言解除に合わせた段階的な緩和措置に関する方針が示され、本日6月19日からは北海道を含む全都道府県をまたぐ移動の自粛が解除となりましたことから、予約受付に関しましては明日6月20日から再開することとしております。

なお、再開に伴います新型コロナウイルスへの対策につきましては、施設内にアルコール消毒液や体温計を設置し、利用者に対しましては検温や手洗い、除菌作業、小まめな換気、マスクの着用に加え共有スペースでの食事を極力控えるなど、呼びかけを引き続き徹底するとともに、万一滞在中に発熱やせきなど風邪に似た症状が発生した場合には速やかに連絡を受けると同時に、外出を避け、その後の症状に応じて関係機関との相談を行うなど適宜対応することとしておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 5番、伊藤議員の2件目のご質問、新型コロナウイルス蔓延に伴う小中学校の授業の遅延に対する今後の対応についてお答えいたします。

議員が述べられたとおり、長期にわたる休校に対し、国においては特に最終学年である小学校6年生と中学校3年生について入試で不利益とならないように指導するよう指針が示されました。本町におきましては、この休校期間中、小学校で分散もしくは一斉登校日を6日間、中学校では8日間を設けながら、その都度学校で与えた家庭学習課題や町からの学習教材の取組状況と理解度の確認、子供たち一人一人の健康状態の把握に努め、中学校においては定期的に担任が家庭へ電話連絡を取り、学習状況や生活態様の把握、指導に努めるなど、休校といえども家庭や子供任せではなく、子供一人一人と向き合ったきめの細かな指導に当たってまいりました。

約3か月弱に及ぶ授業の遅延を取り戻すため、道教委では教科書の未履修がないよう今年度中に遅れを取り戻すことを原則とし、やむを得ない場合に限り小6と中3を除く学年については、次年度へ持ち越すことができる方針を地教委へ示しました。本町の小中学校におきましても6月1日から通常登校となっておりますが、この方針に従い夏休み期間を小学校で3日間、中学校で6日間短縮し、授業に充てることとし、冬休みも同様に検討しているほか、小学校3年生から6年生は週1回を除き5時間授業を6時間授業へ、中学校では全学年が毎日6時間授業を行うことで定められた授業時数の確保と教科書の未履修が発生しないよう高校受験にも備えるとともに、スピードを上げつつも同時に子供たちへ大きな負担とならないよう指導を工夫し、遅れを取り戻してまいります。

議員ご提言の放課後や土曜日の活用であります。休校中の家庭学習に遅れのある子供へは放課後を活用した復習授業を既に行っており、土曜授業につきましては先生方や保護者の十分な理解が必要であります。今後授業時数の確保や授業の進捗状況によって必要であれば検討してまいりますことを申し述べ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。伊藤議員。

○5番（伊藤充章） 1件目の上砂川シェアハウス新型コロナウイルスへの対応について丁寧なご答弁誠にありがとうございました。2件目の小中学校の授業の遅延に対するご答弁についてもお礼を申し上げます。

シェアハウスのほうでございますけれども、接触確認アプリというのが実はございまして、これ持っている人間同士が一定時間以上近距離にいるとその情報が記録され、そのアプリを持っている人がもし陽性になった場合、その情報により近距離にいたということが分かる人物に自動的に通知されるというものなのですが、これの利用者に対するインストールをしていただく、使っていただくという、そういった対策というのはいかがかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋成和） 鷲尾課長。

○企画課長（鷺尾仁志） 伊藤議員がおっしゃられていましたアプリにつきましては、現在検討はしていなかったのですが、確かにおっしゃるとおり利用者にとっては有効なアプリだというふうには考えております。住民の皆様の利用も含めまして、町内のどの施設が登録することが望ましいのかということも考えながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○5番（伊藤充章） ございません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（越前 等） 新型コロナウイルスの発症が確認され約半年が過ぎ、道内でも新型コロナウイルスの拡大を受け、外出など自粛要請などにより本町の経済状況も大きな影響を受けているようで、全町民の生活支援と町内での消費により地域経済の下支えを図る町内での利用可能な地域商品券、無料マスクの配付、上下水道料金の基本料金の免除など大変町民には喜ばれております。今後の対策について2件お伺いいたします。

1件目は、新型コロナウイルス拡大時に地震や大雨による水害などが重複発生した際の避難体制について、3密を避けるとなると現在より避難所が多く必要になると考えます。先月の上砂川町議会第3回臨時議会において新型コロナウイルス感染症対策事業一覧表の12の中で、消耗品、備品の購入の中で備蓄用マスクはどのぐらいの量が備蓄されているのか。段ボールベッド、パーティションを購入しますが、隔離対策など今後の災害時の対応をお伺いいたします。

2件目、特別定額給付金10万円、本町では近隣の自治体の中では早く支給され、喜ばれましたが、全町民の支給状況は何%ぐらいになっているのか。それから、給付金の申請における高齢者、障害者が特別定額給付金を申請したときのサポート体制についてはどうだったのかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、越前議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 4番、越前議員の1件目のご質問、新型コロナウイルス感染症拡大と自然災害とが重複発生した場合の避難体制についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により4月全国に発出された緊急事態宣言が5月25日全面解除されましたが、ワクチン開発のめどが立っていないことから、コロナウイルスと共存していくいわゆるウィズコロナの期間が当面続く中、今後の季節を考えると自然災害の発生を想定しなければなりません。近年の災害における避難状況は、平成28年8月の度重なる台風の上陸により豪雨災害時には河川の氾濫に備え避難勧告を発令し、23世帯31人

が避難し、そのうち9人の方が避難所に避難され、また平成30年9月の胆振東部地震に伴う長時間停電、いわゆるブラックアウト時には避難所を開設し、自主避難の呼びかけを行って、4世帯10人が避難所に避難されたところであります。

これからの避難所の開設につきましては、今までの豪雨などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染予防の対策が重なる複合災害に備えることが必要であるため、先月の臨時会において新型コロナウイルス感染症対策として避難所用の備蓄マスクとして3万枚、2メートル四方を囲うことができ、3密を避けることができる段ボールベッド及びパーティション120組、その他として避難所スタッフ用の防護服やフェースシールドの購入経費を計上したところであります。

議員のご指摘のとおり、災害時の避難所開設に伴い課題となっているのが避難者や避難所スタッフの感染を予防するため、密になりやすい空間の中でいかに予防策を徹底することができるかが重要と考えております。避難者を受け入れる際には検温や体調の確認、ソーシャルディスタンスの確保、受入れ後の室内の換気や消毒などの業務を行い、また発熱やせき等の症状がある方が出た場合は一般の避難者と分けて専用のスペースを確保することも考える必要があると思っております。

いずれにいたしましても、災害発生時には様々なケースを想定して、町民の安心、安全対策に当たっていきたいと考えておりますことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 4番、越前議員の2件目のご質問、特別定額給付金支給状況についてお答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として実施する特別定額給付金給付事業につきまして、本町では一日でも早く町民の皆さんに給付できるよう5月11日から申請を開始し、8月11日までを受付期間として実施しております。対象者につきましては、1,724世帯2,849人で、申請状況でございますが、6月16日現在1,686世帯2,802人、支給状況につきましては、6月16日付の北海道新聞にも掲載されておりますが、6月12日時点では1,672世帯2,788人、対象者への支給率は97.9%、また本日19日現在では1,685世帯2,801人、対象者への給付率が98.3%となっております。

今回の申請は、過去に実施しました定額給付金給付事業や臨時福祉給付金給付事業と異なり、感染予防の観点から原則郵便申請での受付としておりますが、来庁申請される方には住民課だけではなく全職員が対応できる体制を取り、申請者の来庁時間短縮等感染予防に努めながら実施しております。

高齢者や障害者へのサポート体制としましては、同時期に地域支援推進室が実施しました独居高齢者世帯への健康状態確認訪問と連携し、訪問時に申請書の書き方支援や本人確認書類や通帳など、必要とされる添付書類の写しの添付支援を行っております。また、今後につきましても職員をはじめ介護事業所のケアマネジャーや対象者が入所する施設や病院の職員と連携しながら、申請に支援が必要な方が申請しやすい体制を継続してまいります。

すことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（越前 等） 再質問はありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議員

○議長（高橋成和） 次、3番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（小澤一文） 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が全面解除されました。本町から感染者を出すことなく、一つの大きな区切りを迎えることができました。長期にわたる自粛要請に応えてくださった町民の皆様に感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大で学校の休校が長期化する中、子供たちの学ぶ機会を確保し、学力の維持向上につなげる取組を進める必要がありました。休校の間、子供たちは学校から出されたプリントなどの宿題に取り組んだようですが、中には十分に理解が進まない問題や課題があったかもしれません。また、学校が再開した後、子供たちが授業についていけるかと心配する保護者も多かったのではないのでしょうか。こうした学習への不安に応えるために、休校中であっても教師から直接教わることが重要であることから、注目されたのはオンラインによる学習支援でした。教師と子供たちがやり取りできる双方向のオンライン授業や双方向ではないものとして授業の動画を事前に収録して、子供たちに配信していた自治体もありました。しかし、本町をはじめ多くの自治体ではオンライン学習に必要な環境が整っていないため、オンラインによる授業を行うことができませんでした。住んでいる地域や経済状況の違いによってこうした学習格差を生むことになりかねない状況がありました。

一方、今回のコロナ禍を契機にオンライン学習環境の整備が大きく進むことになり、ICTの環境整備の推進に基づいたGIGAスクール構想の推進事業では、令和5年度までに達成するとされている児童生徒に1人1台パソコンなどの配備や今年度までに完備するとされている高速大容量の通信ネットワーク環境の全校整備などが求められています。今本事業を加速し、早期に整備することは、再び感染拡大によって休校となった場合や災害のため休校になった際にも子供たちは均等な教育機会を得ることができ、学力の維持向上につながる環境を確保することになります。国は、本事業についてICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するとして、補正予算にてさらなる整備支援を決めました。そして、本定例会にGIGAスクール構想推進事業の通信ネットワーク環境整備に関する補正予算の議案を本町は提案されたところであります。厳しい財政負担になることは間違いありませんが、今後の本事業への取組についてお伺いいたします。

また、オンライン学習によって生じる費用負担についてお伺いしますが、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備として、通信環境の整っていない家庭にモバイルW

i-Fiルーターなどを貸与するための整備支援が決まっています。そこで、通信費についてですが、モバイル回線でも固定回線でもインターネット回線を利用すれば通信費が発生することになります。家庭での学習環境の整備とはいえ、毎月の通信費の負担は低所得世帯の家計を逼迫する可能性があります。現状では、国からの通信費の補助はないものと承知しておりますが、低所得世帯に対する通信費の補助などの対策について本町はどのような対応を考えておられるのか見解をお伺いします。

次に、AED、自動体外式除細動器の運用についてお伺いいたします。AEDは、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器であり、これまでもAEDによって数多くの人々が救命され、社会復帰を果たしてきました。その使用は、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれており、電気ショックが1分遅れると社会復帰率が9%減少するとも言われ、心停止から電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が求められています。日本救急医療財団は、AEDの適正配置に関するガイドラインを平成30年12月に改訂し、一般人が使用することを目的としたAEDの設置場所を提示し、AEDの効率的で円滑な利用を促し、心停止の救命を促進することを目的としました。これまでのAEDの普及は、設置数を増やすことに重点が置かれてきましたが、これからはより効果的かつ戦略的な配備と管理が必要であり、設置場所の周知についても推進が求められています。

さて、本町では、AEDの適正配置はガイドラインによる公共施設14か所に設置されています。常時AEDを有効に機能させるためには、インジケータの表示確認やバッテリーなどの消耗品の交換をはじめとする機器の定期的な保守管理が重要です。いざ実際の現場でAEDを必要としたときに有効に機能しなければ全く意味がありません。ついては、本町独自のガイドラインを策定し、日常的な機器の点検作業やAEDに対する知識と意識の向上を図る必要があるのではないかと考えます。いつ担当者の変更があった場合でも管理、対応に問題を生ずることなく機器の不備の発生を未然に防げます。AED管理ガイドラインの策定についての見解を求めて、質問を終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 3番、小澤議員の1件目のご質問、休校中の学習支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの集団感染を防止するために長期にわたり休校を余儀なくされた学校は、この6月1日より通常登校となり、本町児童生徒については全員が元気に登校しており、休校中小中両校においては適宜分散登校日を設けながら、切れ目なく家庭での学習状況や子供たちの健康状態の把握に努め、学校再開に向けて予習を中心とした家庭学習課題に重点を置いて指導に取り組んでまいりました。

このような長期にわたる休校に対し、国においては家庭と学校を結ぶオンラインでの授

業推進を推奨し、議員が述べられたGIGAスクール構想を加速させ、校内ICT環境の整備、児童生徒1人1台のパソコン整備と各家庭でのWi-Fi環境の支援整備を全ての自治体へ求めている、本町においても今定例会において校内環境の整備経費を計上し、引き続き追加補正により年度内においてこれら通信環境の整備を完了させ、双方向でのオンライン授業が可能となるよう現在学校と相談しながらパソコン端末の選定作業を行っております。しかしながら、このたびの端末整備に当たっては全国一斉であることと、またパソコン端末の製造拠点が海外で、同じくコロナ禍にありますことから、確保には相応の時間を要するものと思慮いたすところですが、極力早期に導入できるよう進めてまいります。

また、学校を通じて児童生徒全ての家庭における通信環境の現況調査を行ったところ、児童生徒118人中パソコンやタブレットなど何らかのインターネット環境が全くない子供は22人で、これら世帯に対してはモバイルWi-Fiルーター等の貸出しをもって対応してまいりたいと考えております。

ご質問の通信費であります。国の通達においては要保護世帯に対しては通信費の手だてを講ずるとされておりますが、教育委員会といたしましては再び休校によるオンライン学習の必要性に備え、要保護世帯以外にもインターネット環境の全くない世帯にどう対応するか検討中であり、極力子供たちの家庭の経済状況によりオンライン学習に対する通信費の負担の心配が生じない対応を図ってまいりたいと考えておりますことを申し述べ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 3番、小澤議員の2件目のご質問、AED管理ガイドラインの策定についてお答えいたします。

現在AEDにつきましては、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対し電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための機器で、役場、町民センター、小学校、中学校、こども園、町立診療所、温泉、ふらっと、そして各町生活館6台を合わせ公共施設に14台設置しております。当初は、購入後各施設担当課において管理しておりましたが、本体やバッテリーなどの消耗品には更新期限が設けられておりますことから、町民センター、小学校、中学校、町立診療所、温泉の5施設につきましては、平成30年2月の更新時期に合わせてリース方式に切り替え、管理することにいたしました。今後その他の施設に設置しておりますAEDにつきましては、更新時期に合わせてリース方式に切り替え、管理することとしており、リース方式に切り替えることにより機器の不備がなくなり、必要時には有効に起動することができると考えております。

AEDにつきましては、設置するだけではなく、より多くの方が活用できるようAEDに対する知識と意識の向上を図るため、救命技能を習得するための普通救命講習会を役場全職員に受講させており、また維持向上を図るために3年ごとに再受講しており、学校や生活館に設置しておりますので、教職員や各町自治会役員の皆様にも受講してもらっております。

議員ご質問のAED管理ガイドラインの策定につきましては、現在策定しておりませんが、今まで申し上げましたようにリース方式による機器の管理、多くの方に普通救命講習会への受講機会を拡充するなどに取り組んでいるところであります。救急の際、町内においては地理的に消防へ連絡した場合すぐに消防職員が駆けつけておりますので、実際にはAEDを使用することはあまりないと思われますが、今後においても消防と連携し、機器の管理、救命技能の維持向上に努めてまいりますことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（高橋成和） 次、6番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（吉川 洋） 通告に従い、2件について質問をさせていただきます。

まず初めに、災害時の緊急避難計画について質問いたします。このたびの新型コロナウイルスの感染対策の当町における対応は、マスクの町民への配付、商品券の無償配付等、近隣の市町と比べても早め早めの迅速な対応により、全町民をはじめ商業者等においても安心をしたものとその対策に敬意と感謝を申し上げるところでございます。

このたびの新型コロナウイルスのように感染症の発生時に避難が必要な災害が発生した場合、避難方法が人の密集を避けなければならないことにより根本的に計画を見直す必要があると考えます。従来の避難所だけの避難ではなく、安全な家屋による自宅避難、車両によるマイカー避難等々様々な方法を考えなければならないと思いますが、避難方法、避難場所の確保についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

また、このような状況時の非常食を含めた災害備品等の備蓄方法、配付方法も見直しが必要と思われます。ライフラインが寸断をされ、早急に災害備品等の配付が必要となきには、今後設立されるであろう地域自主防災組織の活用を見越し、各町生活館等にも分散備蓄をすることも一つの方法と考えますが、これらについてもどのようにお考えかお尋ねして質問いたします。

次に、今後の教育現場の対応について質問いたします。新型コロナウイルスの感染防止のため、小中学校が2か月以上にわたり休業しなければならなくなりました。児童生徒、またそれぞれのご家庭においても不安な日々を過ごされたものと思う次第です。特に中学3年生においては、受験を控え、大切な時期でもあります。どうか受験生に不安なく受験を迎えられるようにその準備を進めていただきたいと考えてところです。教育委員会におかれましては、このような状況の中、今後中学校の学習状況などをどのように把握をして、教育環境をどのように充実していくのか、その対応について伺いをいたします。

また、小学校においても同じようなことが言えると思います。特に1年生は、初めて小

学校という組織の中で学びの入り口になるはずでした。学習内容においては、時間が足りないことも考えられると思いますが、一気に取り戻すのではなく、時間をかけてゆっくりと進めていただきたいと思います。なぜならば、あまりにも急ぎ過ぎることにより学校嫌いになり、勉強嫌いになることも考えられます。まずは、学校は楽しいところ、勉強は、学習は面白いものと気づくことにより、将来学習意欲旺盛な児童生徒の成長につながるものと考えます。そのためにも教育委員会としてどのような方針の下に今後の教育環境を充実しようと考えているのかをお尋ねをして、質問いたします。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの6番、吉川議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 6番、吉川議員の1件目のご質問、災害時の緊急避難計画についてお答えいたします。

災害時の避難所の開設につきましては、議員のご指摘のとおり、災害が発生した際、新型コロナウイルス感染症拡大による複合災害に備え、従来の避難所だけを開設しても過密状態を避けるためには指定している施設以外の公共施設を避難所としたり、避難場所を親戚や友人の家にと検討してもらったりと避難場所を可能な限りの施設を開設することも考えなければなりません。しかしながら、越前議員の答弁でも申し上げましたように検温や体調の確認、ソーシャルディスタンスの確保など、業務の増加によりスタッフ不足が懸念されますので、一概に開設数を増加させるだけでは解決できないことも考えられます。

非常食を含めた災害備蓄品の備蓄方法につきましては、各町生活館にでも備蓄することの一つの方法とあります。このことにつきましては、現在各町自治会に対し、自主防災組織を結成していただきたく資料等を送らせていただいております。先ほど申し上げましたように避難所において新型コロナウイルス対策を講じなければならないことから、自主防災組織が結成されましたら、災害時に必要な共助であるボランティアの提供と備蓄場所につきましても協議させていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで経験したことがない闘いでもあります。今考えられる対策を講じてまいります。あわせて、自然災害等による避難所の対応も大きく変化いたしますので、都度状況に合わせた対応に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 次に、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 6番、吉川議員の2件目のご質問、今後の教育現場の対応についてお答えいたします。

さきの伊藤議員のご質問でも答弁申し上げましたとおり、長期の休校に及び大幅な授業短縮を余儀なくされたことで家庭においては学習の遅れを危惧する中、今後学校においては学力の維持向上と時数の確保に努めていくことが大前提と考えております。特に中学校では体育祭を取りやめ、授業に充てる予定であり、受験を控えた3年生に対しましては各

教科で未履修のないよう鋭意指導に当たり、公設学習塾の活用や町からの教材の有効活用、また放課後の個別指導や夏冬休みの教室開放、3者面談等を通年どおり実施し、高校受験に万全な学力の向上に努めてまいります。

また、新学期期待に胸を膨らませながら登校を待ち望んでいた小学校1年生へは、勉強や友達との交流の楽しさと基本的生活習慣を少しずつ身につけさせ、学校生活に溶け込むことができるよう学級担任のみならず学校全体でケアすることで心理的負担のない環境づくりを進めております。

いまだ先の見えないコロナ禍ではありますが、小学校、中学校ともにこの長期休業を契機に子供たちが身につけた家庭学習の習慣を定着させ、今後に生かせるよう家庭と学校、教育委員会が連携を取りながら、子供たちにとって最良の方策を講じてまいりますことを申し述べ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。吉川議員。

○6番（吉川 洋） 災害の関係についてお尋ねをしたいと思います。災害が起きたときに、想定外のことでありますから、いろんなことがあるかと思いますが、まずは対策本部立ち上げ、そしてその対策に対して迅速に計画を進めていくということかと思いますが、普通ならば対策本部の本部長というのは町長が多分なって、陣頭指揮を執るものというふうに考えておりますが、例えば災害時に町長が出張をしているとかいない、もしくは災害はどこにどんな被害があるか分かりませんから、大変失礼な言い方になりますけれども、三役そのものが庁舎に出仕できないというような状況も考えられます。そのようなことを想定した上で、2次、3次の対策本部の立ち上げについて考えていられるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいまの吉川議員の再質問について私からお答えいたします。

災害が発生したときに、災害の状況によりまして、第1次の災害対策本部、これを設置いたします。常に災害対策本部長は、町長である私になるわけでございます。まず、私の下で全ての課長、さらには第2次では係長、係員、さらには消防団員と召集体制を図りながら、第3次体制は大きな災害が発生したという状況になりますから、全職員、さらには消防団員の協力を得ながら災害対策に当たるというのが基本となっております。

そこで、本部長である私がただいま質問にありましたとおり遠方へ出張でいなかった場合については、副本部長である副町長がその任に当たります。ただ、現在の通信状況、昔と違いまして携帯等が普及しておりますので、適時携帯を通じながら災害状況を遠方においても確認できるような体制になるかと思っております。これは、全ての自治体の首長がそのような状況になるということになります。また、三役がそろって町内から出るということは基本的にはありません。このような災害等を含めると、三役が大きく言うと道外に出てしまうということは、基本的にはありません。あるとすると考えても、恐らくそのような状

況は起き得ないと思います。常に私もしくは副本部長である副町長は、災害対策本部にいて、その指揮に当たる。また、近距離にいる場合については、直ちに本部長である私は町内に戻ると。ただ、災害等で戻れない場合もありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、常に通信機器が以前と違いまして相当普及されておりますので、その通信機器を使いながら指示に当たるというような体制になるかと思います。

以上を申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。吉川議員。

○6番（吉川 洋） いらない場合ということではなくて、私それも含めての質問だったのですけれども、例えば災害があつて、被害に遭うと。職員含めて、三役も含めて、私もそうかと思うのですが、そんな状況も想定されるかなと思いますので、そういうことも含めて今後そういう場合にはどういう対応になるのか、どこで災害本部を立ち上げるのかということを考えておいていただきたいという意味で質問させていただきました。対策本部をきっちり立ち上げることによって、町民の皆さん安心されると思いますので、その辺の対応を今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） どの程度の災害を想定されてのご質問か分かりませんが、常に全職員が災害で庁舎に來れないというような状況にはないと思っております。三役もしくは三役の次の災害対策本部の責任者であります総務課長が出てこれないとしても、その次に常に順位がついております。各課長が出てこれる、もしくは課長の次には参事、主幹、そして係長という順位が全てについております。これは、災害のみならず全ての業務について順位がついておりますので、その順位に従った対応となるということを申し上げております。

○議長（高橋成和） 吉川議員、よろしいですか。

○6番（吉川 洋） ありがとうございました。

○議長（高橋成和） これで質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時02分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして議会を再開いたします。

◎議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第17号から日程第7、議案第21号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第17号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第18号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第20号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 上砂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第21号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（高橋成和） 日程第8、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（高橋成和） 日程第9、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（高橋成和） 日程第10、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

8番、数馬副議長、ご登壇の上ご発言をお願いします。

○副議長（数馬 尚） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年6月19日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様

提出議員 数 馬 尚
賛成議員 吉 川 洋
伊 藤 充 章

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第1号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全・地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
 2. 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特別措置を継続すること。
 3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月19日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和2年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 堀 内 哲 夫